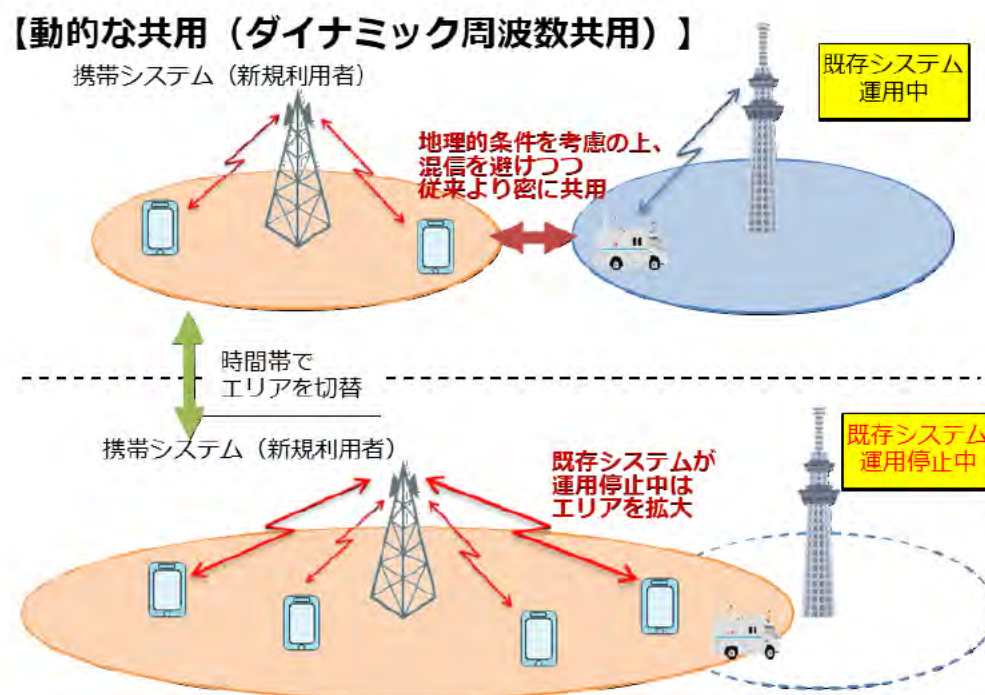
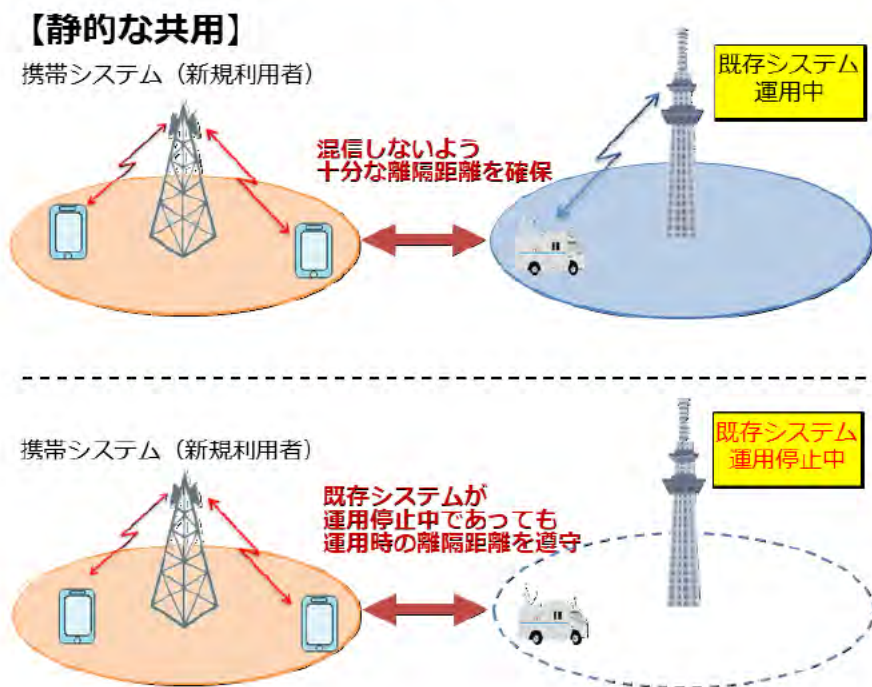
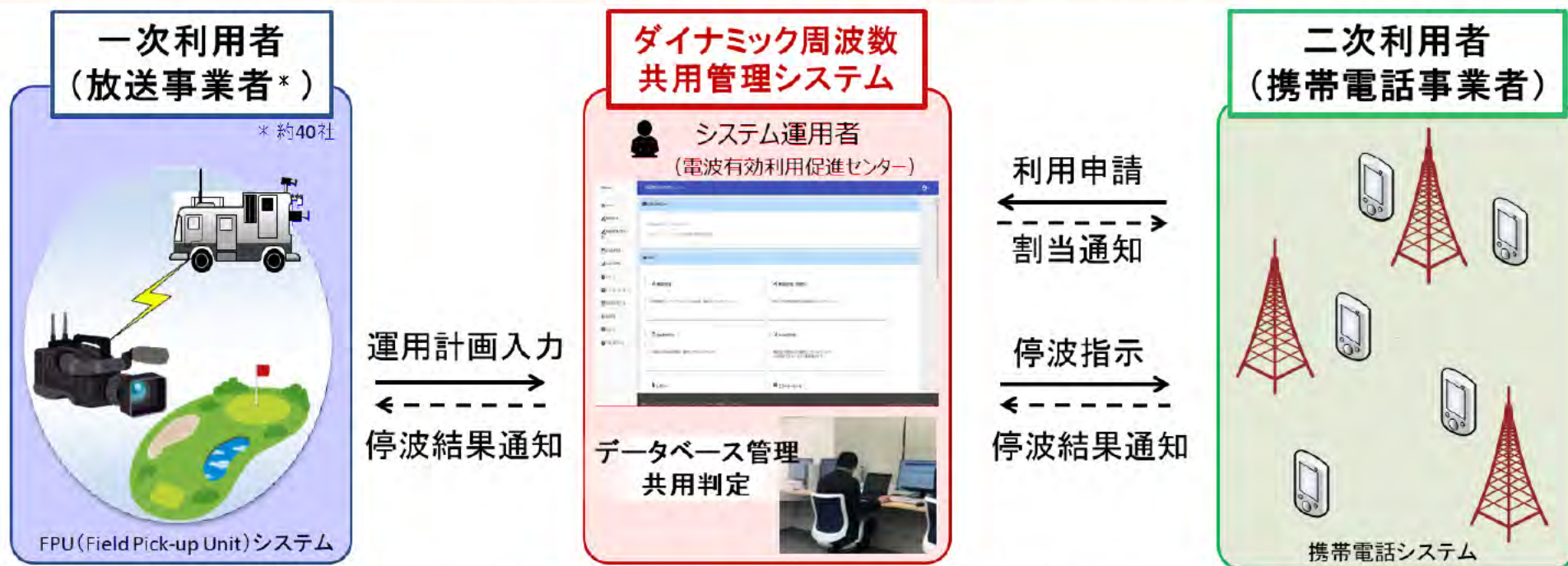


- 地理的、時間的な運用状況を考慮した動的な共用（ダイナミック周波数共用）の実現に向けて、共用条件・運用条件、共用管理システム及び運用ルールについて検討を推進することにより、**令和4年3月にダイナミック周波数共用管理システムを構築し、実用化を図った。**
- 今後、放送事業者と携帯電話事業者における**2.3GHz帯でのダイナミック周波数共用に活用**していく予定。

ダイナミック周波数共用のイメージ



- 2.3GHz帯におけるダイナミック周波数共用においては、
 - ・一次利用者である放送事業者からの番組中継用回線（FPU）運用計画（周波数・場所・日時等）の入力
 - ・二次利用者である携帯電話事業者からの周波数利用申請に基づき、システムで自動的に共用判定を実施。
- FPUの運用時間帯に干渉範囲に携帯電話基地局がある場合は、当該基地局の停波指示を行い、地理的・時間的に周波数を共用する。
- 2.3GHz帯におけるダイナミック周波数共用が適正に行われるよう**事前に運用訓練を実施**。



- ・ 「一次利用者」とは、ダイナミック周波数共用管理システムを用いて、既存の無線業務の局を運用する者をいう。
- ・ 「二次利用者」とは、ダイナミック周波数共用管理システムを用いて、一次利用者の無線局の運用に有害な混信を生じさせないように新規の無線業務の局を運用する者をいう。

「電波有効利用促進センター」について

電波法第102条の17の規定に基づき、電波の有効かつ適正な利用に寄与することを目的とする一般財団法人又は一般社団法人であって、業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる者を、総務大臣が「電波有効利用促進センター」として指定。令和2年4月の電波法改正により、同センターの業務にダイナミック周波数共用に係る業務(他の無線局と周波数を共用する無線局を当該他の無線局に妨害を与えずに運用するために必要な事項について照会に応ずる業務)を追加。